

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面

A株式会社B工場（以下「甲」という）の公害防止管理者（代理者）をA株式会社C工場（以下「乙」という）の公害防止管理者（代理者）として兼務させることについて、次に示す「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準」第1条（第2条、第3条、第4条）の規定による基準を満たしていることを証明します。

	基準	基準を満たしていることの証明
1号	同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場（以下「兼務工場」という。）が、当該公害防止管理者の常時勤務する工場から2時間以内に到達できる場所にあること	(例) 甲と乙は自動車ですぐの距離にある。
2号	兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること	(例1) 甲と乙はいずれも飲料製造業で同種である。 (例2) 乙は甲の生産工程で使用する原材料を製造しており、生産工程上密接な関係がある。
3号	兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一であるか、又は公害の防止に関する業務に関する規定（以下「業務規定」という。）で兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められていること	(例1) B工場とC工場の工場長は同一人である。そのため、公害防止統括者も同一である。 (例2) 別添の業務規程において、日頃常駐しない兼務先の工場における公害防止業務の実施体制及び相互の連携体制並びに公害防止統括者との連絡調整及び作業員への指揮命令系統が定められている。
4号	業務規定で公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること	(例) 別添の業務規程において、左記の必要な事項が定められている。
5号	公害防止管理者の常時勤務する工場から兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること	(例) 遠隔監視システムにより、常時公害の発生状況、排出量等の測定結果を受信できる環境が備えられており、かつ直ちに伝達事項を送信できる設備が整備されている。
6号	公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、5以下であること	(例) 兼務する特定工場は甲と乙の2工場である。

※証明するために資料が必要であれば、添付すること。

(注) この任意様式は、当該基準のうち第1条の「一の特定事業者が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合」のもので、第2条、第3条又は第4条の規定による基準を満たしている場合には、表中の基準を書き換えて使用すること。